

オバマ政権下で社会労働法制は どう変動したのか

—特集にあたって

永野 秀雄

はじめに

- 1 特集論文の紹介
- 2 その他の重要な変革・動向

はじめに

2008年大統領選挙における民主党のオバマ候補と共和党のマケイン候補との論戦では、社会労働法制は、主要な争点とはならなかった。しかしながら、同選挙に勝利したオバマ大統領には、この分野における改革への大きな期待が寄せられた。

本特集では、オバマ政権下における社会労働法制の主要な変革について、労働法・社会保障法の分野で米国法との比較研究をされている3名の先生方に執筆をお願いした。

ここでは、これらの論文の概要を紹介するとともに、そこで触れられていない立法分野や施策について、若干の補足を加えたい。なお、本特集で対象となっているのは、連邦法における社会労働法制であり、移民法や教育法、州法上の変動等⁽¹⁾については考察の対象から除外している。

1 特集論文の紹介

最初の沼田雅之「オバマ政権の労働組合政策」は、その題名のとおり、オバマ政権下における労働組合関連の立法及び政策を検討した論考である。この論考では、①オバマ政権が強く推進しようとした「被用者自由選択法（Employee Free Choice Act）案」の内容と成立の目処が立たない理由、

(1) 米国では、2011年2月から、ウイスコンシン州をはじめとした諸州において、公務員労働組合の権利を制限しようとする法案が州議会に提出され、これに反対する大規模な組合運動が展開された。See e.g., Joseph E. Slater, *State Legislators Target Public Sector Labor Rights*, 39 ABA J. LAB. & EMP. L. 5 (Spring 2011). この組合運動は、わが国でも一定の注目を集めている。たとえば、労働政策研究・研修機構「海外労働事情—アメリカ合衆国州公務員労組権利制限問題は法廷闘争へ」（2011年10月）。

http://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2011_10/america_02.htmを参照のこと。今後、これらの裁判に関する判例が出た時点で、わが国でも法的検討を加える論考が公表されるものと思われる。

②オバマ大統領が公契約規制という手法により間接的に被用者保護を達成するために出した4つの大統領令（13494号，13495号，13496号，13502号）の内容，③不当労働行為に関する判定および救済等を行う連邦労働関係局（NLRB）の局委員会委員の任命について，オバマ大統領がどのような人選を行い，また，その中で最もリベラルと評されるベッカー氏の任命がどうなったのかが論じられている。

第2の藤本茂「オバマ政権の差別規制政策」は，オバマ政権下の雇用差別規制がどのように進展し，また，どのような課題が残されているのかが論じられている。具体的には，①Lilly Ledbetter Fair Pay Restoration Actの成立に至る経緯とその内容（1964年市民権法に基づく賃金差別に関する申立て期間の始期につき，連邦最高裁判決が厳格な文言解釈により労働者に著しく不利な判例法理を打ち出した事態に対して，連邦議会がこの立法により，労働者にとって妥当な始期となる時点を定める改正を行ったもの），②男女雇用平等をより一層実現するために連邦議会に提出されたPaycheck Fairness Act（法案）の内容，不成立となった背景，および，これに関連する諸問題，③2011年に提出された失業者採用差別を禁じた合衆国公正雇用機会法案（Fair Employment Opportunity Act of 2011）の内容及びその効果等に関する考察，④年齢差別訴訟において連邦最高裁判決による判例法理により原告に過大な立証責任が課されている現状を修正するために提出されたProtecting Older Workers Against Discrimination Act（法案）の意義についての検討がなされている。

最後の根岸忠「オバマ政権の社会保険制度改革—医療保険制度改革及び失業保険給付の延長に焦点をあてて—」は，先進諸国の中で十分な社会保障制度が整備されていない米国の現状に対して，民主党オバマ政権がどのような立法政策を打ち出したかが検証されている。この論考では，①選挙公約である医療保険制度改革を実現した「患者の保護及び購入可能な医療の提供に関する法律（PPACA）」の内容，②無保険児童に対する医療保障を実現した法制度とその内容，③長引く不況の中で重要な政策課題となった失業保険の延長給付・緊急失業補償につき論じられている。

2 その他の重要な変革・動向

ここでは，上記の論文で触れられてないオバマ政権下の主要な社会労働法制について，簡単に紹介しておきたい。

(1) アメリカ経済回復・再投資法

まず，2009年のアメリカ経済回復・再投資法（American Recovery and Reinvestment Act）⁽²⁾ について，触れておく。

同法は，景気回復のための公共事業投資を中心とした景気刺激策に関する立法ではあるものの，その中には，多くの社会労働施策が含まれていた。具体的には，①共働き家庭のための保育費用の支援，②児童税額控除の拡大，③各州がパートタイム労働者で新たに職を得た労働者を，その失業保険の対象に加えるためのインセンティブの創設，④以前は食料配給券（food stamp）政策として

(2) American Recovery and Reinvestment Act of 2009, Pub. L. No.111-5, 123 Stat. 115 (2009).

知られていた追加的栄養支援プログラム（Supplemental Nutrition Assistance Program）を実施するための200億ドルの財政支出の確保，④ホームレス防止基金（Homelessness Prevention Funds）のための15億ドルの予算確保，⑤失業保険受給者への給付増加，⑥障害者のための諸施策の財政支援等が規定されていた⁽³⁾。

(2) LGBTである人々の市民権拡充政策

ここでは、オバマ政権におけるLGBT（レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー）である人々に関する連邦法上の権利の進展や停滞について触れておく。オバマ政権は、LGBTである人々の市民権拡充に積極的な姿勢を維持している。

まず、1996年連邦婚姻擁護法（Defense of Marriage Act）⁽⁴⁾について、①連邦法上、同性婚が認められていない点、及び、②ある州が他の州法により認められた同性婚の効力を否定しうる点が問題になり、多くの訴訟が提起されていた。オバマ大統領は、同法が連邦憲法第5修正で保障されている平等保護に反し違憲であるとの立場を明らかにしてきた。この点につき、ホルダー司法長官は、係争中の同法3条（連邦法における結婚の定義につき異性同士の結婚のみを認める規定、上記①の争点）の合憲性をめぐる2つの訴訟につき検討した結果、今後、連邦政府は、同条の違憲性について防御しないとの立場を表明した⁽⁵⁾。その一方で、②の争点については、進展が見られない。

次に、オバマ政権は、米軍において同性愛者または両性愛者であることを公言して軍務につくことを禁じる政策（Don't Ask, Don't Tell military policy）⁽⁶⁾を、撤廃することについて成功した⁽⁷⁾。この1993年に制定された政策を撤廃しようとする試みは、2005年から連邦議会で続けられてきた⁽⁸⁾。この米国の世論を分断する大きな争点に決着をつけたことは、同政権の大きな成果であったと言える。

また、オバマ政権は、2011年6月、家族医療休暇法（Family & Medical Leave Act）⁽⁹⁾における「娘及び息子」の定義を労働省賃金・労働時間局長発の行政解釈により明確にすることで、LGBTである人々の家族に対しても、同法の適用を可能とする施策を実施した⁽¹⁰⁾。これは、連邦議

(3) See Frank Deale and Rita Cant, *Barack Obama and the Public Interest Law Movement: A Preliminary Assessment*, 10 CONN. PUB. INT. L. J. 233 (2011).

(4) Defense of Marriage Act (DOMA), Pub. L. No.104-199, 110 Stat. 2419 (1996) (codified as amended in scattered sections of 28 U. S. C.).

(5) See Press Release, Dept. of Justice, Statement of the Attorney General on Litigation Involving the Defense of Marriage Act (Feb. 23, 2011).

(6) See Policy Concerning Homosexuality in the Armed Forces, 10 U. S. C. 654 (2006); see also Department of Defense Directive 1304.26, Qualification Standards for Enlistment, Appointment, and Induction (Dec. 21, 1993).

(7) National Defense Authorization Act for Fiscal Year 1994, Pub. L. No.103-160, 107 Stat. 1670 (originally codified at 10 U. S. C. § 654 (2006)), *repealed by* Don't Ask, Don't Tell Repeal Act of 2010, Pub. L. No.111-321, 124 Stat. 3515 (2010) (to be codified at 10 U. S. C. § 654).

(8) See e.g., Military Readiness Enhancement Act of 2005, H. R. 1059, 109th Cong. (2005).

(9) 29 U. S. C. §§ 2601-2654 (2006).

(10) See Nancy J. Leppink (Deputy Administrator, Wage and Hour Division), Administrator's Interpretation No.2010-3 :

会における法案による解決が難しいことから、行政規則による対応を行ったものと言えるであろう。

その一方、同性愛者等に対する雇用差別を禁止することを目的とした雇用差別規制法 (Employment Non-Discrimination Act (ENDA)) 案⁽¹¹⁾については、成立の目処がたっていない。同法案は、15人以上の被用者を雇用する使用者 (宗教関連の使用者は除く) に対して、性的指向等に基づく雇用差別を禁止する内容となっている。

(3) 内部通報者保護法関係

ドッド・フランク・ウォール街改革及び消費者保護法 (Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act)⁽¹²⁾ は、リーマンショックのような事態が再発するのを防ぐことを目的として、大恐慌以後、もっとも重大かつ広範な金融規制改革を行うために制定された立法である⁽¹³⁾。

わが国においては、その金融制度改革の面が主に報道されたが、同法には、革新的と言える内部通報者保護制度に関する条項が設けられている⁽¹⁴⁾。これらの条項では、従来から連邦法においてその根幹を規定してきた2002年米国企業改革法 (Sarbanes-Oxley Act of 2002)⁽¹⁵⁾における内部通報者に対する保護を拡大し、また、1934年証券取引法 (Securities and Exchange Act of 1934)⁽¹⁶⁾ と1936年商品取引法 (Commodity Exchange Act of 1936)⁽¹⁷⁾における公益通報者に新たな私的訴権を付与するとともに、内部通報者報償制度を設けるという内容となっている。たとえば、①内部通報者に金銭的インセンティブを与える規定⁽¹⁸⁾ と、②使用者の報復措置から内部通報者を保護する規定⁽¹⁹⁾ は、注目に値すると言えるであろう。

(ながの・ひでお 法政大学人間環境学部教授)

Clarification of the definition of “son or daughter” under Section 101 (12) of the Family and Medical Leave Act (FMLA) as it applies to an employee standing “in loco parentis” to a child (June 22, 2010).

(11) Employment Non-Discrimination Act of 2009, H. R. 3017, 111th Cong. (2009); Employment Non-Discrimination Act of 2009, S. 1548, 111th Cong. (2009).

(12) Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act, Pub. L. No.111-203, 124 Stat. 1376 (2010).

(13) See Lucienne M. Hartmann, *Whistle While You Work: The Fairytale-Like Whistleblower Provisions of the Dodd-Frank Act and the Emergence of “Greedy”, the Eighth Dwarf*, 62 MERCER L. REV. 1279 (2011). また、邦語による優れた論考として、以下の文献を参照のこと。内田芳樹「Dodd-Frank Actにおける内部通報者報奨金制度—違反企業から徴収金の10-30%が内部通報者へ支払われる制度の理解—(上)」国際商事法務 39巻7号923頁、同「Dodd-Frank Actにおける内部通報者報奨金制度—FCPAの域外適用と併用された場合の日本企業にとってのリスクの考察—(下)」国際商事法務 39巻8号1112頁。

(14) See §§ 748, 922, 1057, 124 Stat. at 1739-46, 1841-49, 2031-35.

(15) Sarbanes-Oxley Act of 2002, Pub. L. No.107-204, 116 Stat. 745 (codified in scattered sections of 15 and 18 U. S. C.), amended by §§ 922, 929A, 124 Stat. at 1842, 1852.

(16) 15 U. S. C. ch. 2B (2006 & Supp. 2009), amended by § 922, 124 Stat. at 1841.

(17) 7 U. S. C. ch. 1 (2006 & Supp. 2008), amended by § 748, 124 Stat. at 1739.

(18) § 922, 124 Stat. at 1842-43.

(19) *Id.* at 1845-47.